

めざめ保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 めざめ会
所 在 地	伊勢崎市境下武士 827-3
電 話 番 号	0270-74-4738
代 表 者 職 氏 名	理事長 松本淳

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	めざめ保育園
施 設 の 所 在 地	伊勢崎市境下武士 827-3
電 話 番 号	0270-74-4738 090-9209-8460 （休日・夜間等の緊急連絡先）
施 設 長	松本美子
受 入 年 齢	生後 3 ヶ月から就学前
利 用 定 員	2 号定員 5 7 名 3 号定員 3 3 名
開 設 年 月 日	昭和 52 年 4 月 1 日

3 施設の目的及び運営の方針

めざめ保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	1,001.57 m ²
園舎の構造・規模	鉄骨造 2 階建

(2) 主な設備

設備	部屋数
乳児室・ほふく室	1 室
保 育 室	5 室
談 話 室	1 室
調 理 室	1 室
事 務 室	1 室

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	園務の統括
主任保育士	1 人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	15 人以上	保育業務
栄養士	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	1 人以上	給食調理
事務員	1 人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります)。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時00分から16時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。
実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 一時預かり事業の実施

保育を受けることが困難になった子どもを一時的に預かる。定員1日3名。

(4) 子育て支援センター事業の実施

地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図る。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。
お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。また、当園の利用について、2号認定こどもおよび3号認定こどもにおける利用定員を超える申込みがあった場合には、市町村の利用調整によって利用を決定します。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	原病院
医師名	院長 原 淳子先生
所在地	伊勢崎市境上武士 898-1
電話番号	0270-74-0633

(2) 歯科

医療機関の名称	くにみね歯科医院
歯科医師名	院長 國峯 林太郎先生
所在地	伊勢崎市茂呂町二丁目 2166-7
電話番号	0270-75-4181

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：鶴谷病院 診療科：外科 所在地：伊勢崎市境百々421 電話番号：0270-74-0670
受診医療機関②	医療機関名：常見接骨院 診療科： 所在地：伊勢崎市境下武士 2502 電話番号：0270-74-5070

その他症状により、他の医療機関に受診する場合があります。

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック ・ミネラルウォーター ・LEDライト ・備蓄米・食糧 ・懐中電灯 ・毛布 ・簡易トイレ ・発電機 ・テント
緊急時の伝言方法	掲示版 連絡メール 電話
避難場所	園庭 境剛志小学校 電話：0270-74-0037

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講

じるものとしします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当 園 相 談 窓 口	・ 苦情受付担当者 主任 宮島美和 ・ 苦情解決責任者 園長 松本美子 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱(匿名は受け付けません)も御利用ください。 ・ 第三者委員 橋本智明 電話番号 0270-74-6384 ・ 第三者委員 萩原裕子 電話番号 0270-74-2421
-------------	---

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保 険 の 種 類	災害共済
保 険 会 社	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 の 種 類	園賠償責任保険、園児団体傷害保険

17 その他利用にあたっての留意事項

禁 止 事 項	1. 当園では、敷地内全ての場所において禁煙です。 2. 当園内において、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
---------	---

令和 7 年 3 月 14 日

保育園名：めざめ保育園

説明者職氏名：園長 松本 美子

私は、本書面にに基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、めざめ保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

令和 7 年 3 月 14 日

住 所：

児童氏名：

児童氏名：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

別表

受領する 費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	1 時間 100 円
一時預かり負担金	一時預かりに要する費用の一部を御負担いただくもの	3 歳未満児 1 日 2,000 円 3 歳以上児 1 日 1,600 円 (4 時間未満は上記半額)
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	補食 1 食 50 円
主食代	3 歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額 1,200 円
副食代	3 歳以上の児童に提供する副食代を実費でご負担いただくもの (免除対象者を除く)	月額 4,800 円 土曜日は別途 1 日 240 円
保護者会費 通園カバン代 遠足等行事参加費 絵本代 写真代など	入園時や保育に必要な時実費でご負担いただくもの	月額 500 円 実費分 実費分 実費分 実費分

個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所へ転園する場合等において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

めざめ保育園 園長 松本 美子 様

令和 7 年 3 月 14 日

住 所 :

児童氏名 :

児童氏名 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印

児童から見た続柄 :